

利 用 料 基 準 額 表

(令和元年10月1日改正)

各月初日の在籍保育実施の児童の属する世帯の階層区分			利用料(月額) (円)			
階層 区分	定義		3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
2	第1階層及び第4	町民税非課税世帯	0	0	0	0
3	～第9階層を除き 前年度分の町民 税の額の区分が 次の区分に該当 する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のな い世帯)	10,600	10,500	0	0
4	第1階層を除き前	48,600未満	12,900	12,700	0	0
5	年分の所得割課 税の額の区分が	48,600円以上 97,000円未満	17,500	17,300	0	0
6	次の区分に該当 する世帯	97,000円以上 169,000円未満	27,500	27,100	0	0
7		169,000円以上 301,000円未満	40,000	39,400	0	0
8		301,000円以上 397,000円未満	47,800	47,000	0	0
9		397,000円以上	47,800	47,000	0	0

備考

- 1 この表の3階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、3階層「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合にはその額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条本文の規定による保育の実施がされた日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいいその児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。
 - ① 「母子世帯等」

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - ② 「在宅障害児(者)のいる世帯」

次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けたもの
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律

第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

③ 「その他の世帯」

保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める

要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額 (円)			
	3歳児未満児		3歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2階層	0	0	0	0
第3階層	10,000	9,900	0	0
第4階層	12,300	12,100	0	0